

岩倉市市民参加条例検討委員会の傍聴について

検討委員会は、一般の方にも公開しています。傍聴を希望する方は、次の事項を守ってください。

1. 傍聴の手続き

- (1) 傍聴についての事前の申し込みは必要ありません。
- (2) 傍聴される方は、会議開始時刻5分前までに会場にお越しください。
- (3) 傍聴受付は、先着順で行います。
- (4) 傍聴人受付簿に氏名、住所、年齢を記入の上、係員の指示に従って入場してください。
- (5) 会議の途中での入場はできません。

2. 傍聴人の定員

傍聴人の定員は設けませんが、会場によって傍聴できる人員が異なります。会場の都合上、一定人数を超えた場合は入場を制限させていただく場合があります。

3. 禁止事項

会議を傍聴するに当たり、次の事項を禁止します。

- (1) 私語又は議事への批判、発言及び賛否を表明すること。
- (2) みだりに傍聴席を離れること。
- (3) 携帯電話を使用すること。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。
- (5) その他会議の妨げになる行為を行うこと。

4. 会議の秩序の維持

- (1) 上記3のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただきます。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。